



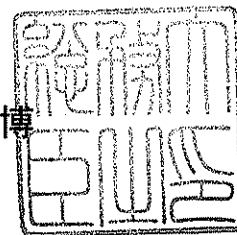
総基技第32号

平成22年3月12日

情報通信行政・郵政行政審議会

会長 高橋 温 殿

総務大臣 原口 一博



諮問に係る申請の補正について

平成22年1月19日付け諮問第3019号において諮問した電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第33条第2項の規定に基づく接続約款の変更の認可について、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社から平成22年3月4日付け東相制第09-159号及び西相シ第44号で別添のとおり補正申請があった。

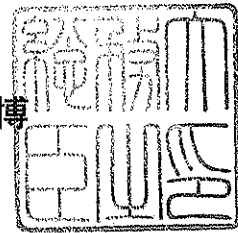
これについて審査した結果、同条第4項各号のいずれにも適合していると認められるため、諮問第3019号について、別添のとおり諮問書の内容を補正する。



諮問第3019号
平成22年1月19日
(平成22年3月12日補正)

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 高橋 温 殿

総務大臣 原口 一博



諮 問 書

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社から平成22年1月13日付け東相制第09-123号、西相制第121号、東相制第09-124号及び西相制第122号（平成22年3月4日付東相制第09-159号及び西相シ第44号による補正内容を含む。）で、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第33条第2項の規定に基づく接続約款の変更の認可申請があった。

これらについて審査した結果、同条第4項各号のいずれにも適合していると認められる。よって、同条第2項の規定により認可することとしたい。

上記のことについて、法第169条第1号の規定により諮問する。